

住宅ローン付の自宅（戸建て）を複数名に相続させる場合の遺言

第〇条 遺言者は、下記の不動産を長男____（__年__月__日生）に相続させる。

記

① 土 地

所 在	〇〇市〇〇町〇〇丁目
地 番	〇〇番〇
地 目	宅地
地 積	〇〇平方メートル

② 建 物

所 在	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号	〇〇番〇
種 類	居宅
構 造	木造瓦葺2階建
床 面 積	1階 〇〇. 〇〇平方メートル 2階 〇〇. 〇〇平方メートル

2 長男は、前項の不動産を相続することの負担として、同不動産に設定された抵当権にかかる残債務全額を支払うこと。

3 前項の定めにもかかわらず、他の相続人が同不動産に設定された抵当権にかかる残債務の弁済をした場合、長男は、弁済をした他の相続人に対し、その弁済額全額を支払い填補すること。